
プロジェクト	実務対応 権利確定条件付きで従業員等に有償で発行される新株予約権の企業における会計処理
項目	第 108 回実務対応専門委員会及び第 370 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 108 回実務対応専門委員会（2017 年 10 月 5 日開催）及び第 370 回企業会計基準専門委員会（2017 年 10 月 12 日開催）で議論された権利確定条件付きで従業員等に有償で発行される新株予約権の企業における会計処理について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

（質問 2）会計処理に関する質問

第 370 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

2. コメント 24) への対応案の記載について、ストック・オプション会計基準第 2 項(13)前段の「『失効』とは、ストック・オプションが付与されたものの、権利行使されないことが確定することをいう」という部分を引用した方が、失効が確定した時点を目指す意図が明らかになるのではないか。

（質問 4）適用時期及び経過措置に関する質問

第 108 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

3. コメント 34) への対応案について、
 - ・本公開草案では経過措置が提案されており、また、経過措置を適用した場合には一定の注記により情報が開示されることから、本公開草案の提案内容は早期に適用することが望ましく、公表日以後適用する方が良いと考える。
 - ・本実務対応報告の公表後においては、速やかに本実務対応報告の会計処理が適用されることが望ましいと考えるため、公表日以後適用する方が良いと考える。
 - ・公開草案の提案に対して多くの反対意見が寄せられた状況を踏まえ、実務への配慮の観点から、一定の準備期間を設ける方が望ましいと考える。
4. コメント 35) への対応案の記載について、本実務対応報告の適用日より前に付与された権利確定条件付き有償新株予約権については、従来の会計処理を採用出来るこ

とを明記した方が良いのではないかと考える。

5. コメント 38)への対応案の記載について、付与日における公正な評価単価に加え、公正な評価単価の見積り方法の記載も不要なことを記載してはどうか。

第 370 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

6. コメント 34)への対応案について、
 - ・実務への配慮として本公開草案では経過措置が提案されており、公表日以後適用する方が良いと考える。
 - ・本公開草案では経過措置を適用した際の注記事項についても実務上の困難さに対する配慮を行っていることから、公表日以後適用する方が良いと考える。
 - ・公表日以後適用する方が良いと考える。また、コメント対応において、実務への配慮として経過措置を設けていることを記載してはどうか。

(質問 5) その他

第 108 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

7. コメント 40)について、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に類似した取引に関するコメントが多数寄せられており、典型的な取引のみを対象とした対応に問題がないかという点を確認したい。
8. コメント 40)への対応案の記載について、典型的な取引のみを対象とする点は理解できるが、本実務対応報告で取扱っていない取引に対する考え方を追記すべきというコメントにも対応する必要があるのではないか。
9. コメント 51) からコメント 54) のストック・オプション会計基準等の見直しを求めるコメントについて、ストック・オプション会計基準等の見直しを行わないとする対応は理解できるものの、会社法における報酬の議論に先立ち、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引という特定の取引のみを対象とした本実務対応報告を最終化することで、将来、何らかの不整合を生じさせないかという点を確認したい。
10. コメント 51)への対応案の記載など、基準諮問会議からの要請に「そぐわない」という表現が見られるが、基準諮問会議からの要請の範囲を超えるという点が明らかになるような表現に変更した方が良いのではないか。

第 370 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

11. コメント 40) への対応案の記載について、本実務対応報告で取扱っていない類似の取引が対象範囲に含まれるのかどうかの質問コメントに対しても対応する必要があると考える。

以 上